経営会議要録

確定版

日時・場所	令和８年 10 月５日（月）9 時 00 分～　庁議室
出 席 者	櫻本市長、林副市長、北脇教育長、井狩政策調整部長、西村総務部長、井狩市民部長、山田都市建設部長、川崎教育部長、事務局

１．開会

２．議題

①野洲市使用料条例の一部を改正する条例について（学務課）

中学校体育館への冷暖房設備の設置工事が完了し、令和８年 10 月から供用を開始することに伴い、学校の授業及び行事以外の目的で体育施設を利用する場合に、冷暖房設備を使用したときは、使用料を徴収するため、所要の改正を行うものである。なお、冷暖房設備の維持管理に要する費用について、利用者に応分の負担を求めることにより、受益と負担の均衡を図る。

→審議了

＜共有＞

・冷暖房設備について、既に利用可能な状態にあり、実際に利用した場合のみ費用が発生する仕組みであることを踏まえると、受益者負担の観点からは、施行日を令和９年４月１日まで待つ必要は必ずしもないのではないか。
　→一定の周知期間を設けるとともに、冬場の暖房の使用よりも夏場の冷房の使用が主となることから、４月１日とした。
・冷暖房設備の使用料の料金体系については、本市の総合体育館はもとより、他市の体育館との整合性も図れている。
・冷暖房設備の使用料は減免の対象としていない。

＜意見＞

・体育館は利用する空間が広く、空調が効くまで時間がかかるかと思うが、体育館の利用開始時間を考慮した冷暖房設備の使用は可能か。
　→実際にまだ稼働していないので、想定が難しい。

②野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例について

野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センタープールの跡地に整備を行った多目的グラウンドについて、令和９年４月１日から供用を開始するため、施設の種類を新たに規定するとともに、野洲市使用料条例において、使用料の金額を規定するものである。

→審議了

③野洲市使用料条例の一部を改正する条例について（都市政策課）

路線バスの利用促進を目的として、野洲市コミュニティバス「おのりやす」の定額料金につい

て、市内を発着する民間路線バス通学定期券を所持する者に対する割引規定を新たに定めるため、所要の改正を行うものである。

→審議了

＜共有＞
・施行日は、市立野洲地域医療センターの開院時期及びコミュニティバスの路線再編の適用日に合わせ、令和９年３月１日とする。
・民間路線バス通学定期券を所持する者は１回の乗車につき 50 円ということだが、今回のケースで障がい者の場合、割引は適用されるのか。
　→適用されない。50 円を最低料金としている。
・本改正が利用者の積み残しに影響する可能性はあるか。
　→路線バス通学定期券所持者は少数であることから、影響はないと考える。

④野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
　野洲市コミュニティバス「おのりやす」の再編に伴い、運行路線名や乗車制度が変更となるため、所要の改正を行うものである。

→審議了

＜共有＞
・乗り継ぎ時間の間隔の調整はしているのか、また最大どのくらいの待ち時間になるのか。
→乗り継ぎ場所は９つあり、どこから乗り換えるかによって異なる。地域医療センターへは、コミュニティバスよりも永原循環線（路線バス）の本数が多く、最低でも一時間に１本、時間帯によっては 30 分に１本運行されているため、この時間が最大待ち時間となる。コミュニティバス間は、運行本数が少ないものの、乗り継ぎ時間は最大限配慮している。

⑤野洲市野洲川 MIZBE ステーション条例について
　野洲川 MIZBE ステーションの整備を進め、防災力の向上及び地域活性化等を図ることを目的に、当該施設を都市計画法第 29 条第１項第３号に規定する公益施設として位置付けるため、条例を制定するものである。

→審議了

＜共有＞
・本条例は、野洲川 MIZBE ステーションが調整区域における開発であることから、今後、開発行為または建築等に関する証明書（都市計画法施行規則第 60 条の証明）の交付申請を行うに当たり、先行して公の施設として位置付けるものである。
・野洲川 MIZBE ステーションのグラウンドについては、滋賀県立高等専門学校（高専）が授業で使用される予定である。ついては、協定などを結ぶ予定はあるのか。
　→使用料や管理方法等について、今後整理の上、書面により協議・確認を行う。
・第４条の施設の管理については規則に委ねているが、重要なことなので中身を相当詰める必要

があると思うが、規則の定めだけで良いか。

→基本設計が 11 月頃に出来上がる予定であることから、その内容を確認し、必要に応じて条例改正する予定である。

３．閉会